

# 定款

## 第1章 総則

(商 号)

第1条 当会社は、メディアファイブ株式会社と称し、英文では Media Five Co.と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. コンピュータ関連のソフトウェアの企画、設計、開発、販売、保守、賃貸、管理
2. コンピュータの周辺機器の企画、開発、販売
3. 情報処理サービス業、情報提供サービス業及び通信提供サービス業
4. 情報処理システムの設計、開発、運営管理、賃貸及びこれらに関するコンサルティング業務
5. インターネットホームページの製作、企画立案
6. 一般労働者派遣事業及び特定労働者派遣事業
7. 有料職業紹介事業
8. コンピュータ技術者養成のための研修事業
9. キャラクターの企画・開発・販売
10. 経営コンサルタント業務
11. 建築、電気設備工事、給排水・衛生設備機器及び冷暖房設備の設計・管理並びに施工
12. 建物及びその設備のメンテナンス業務
13. 建物の賃貸・管理保有並びに運用のコンサルタント業務
14. 測量に関する業務
15. 飲食店の経営
16. 弁当及び仕出し料理の製造販売業務並びに宅配業務
17. 食料品の製造、加工、販売
18. 食料品、酒類の輸出入並びに販売
19. 書籍、雑誌の企画、編集、出版、販売
20. 通信販売業務
21. 各種イベントの企画運営及び広告業
22. 保育施設の運営及び保育施設関連事業
23. 前各号の業務に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を福岡県福岡市に置く。

(機関の設置)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告により行う。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、2,000, 000株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行  
使することができない。

1. 会社法第 189 条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第 166 条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当を受ける  
権利

(自己株式の取得)

第9条 当会社は、取締役会の決議により、市場取引等により自己の株式を取得することができ  
る。

(株式取扱規程)

第10条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

### 第3章 株主総会

(定時株主総会の基準日)

第12条 当会社は、毎年5月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使すべき株主とする。

- 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、予め公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利行使することができる株主又は登録株式質権者とする。

(招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎年8月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

- 2 当会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令の定めがある場合を除き、出席した議決権行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(電子提供措置等)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類当の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。

- 2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

## 第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第18条 当会社の取締役は、10名以内とする。

(選任方法)

第19条 取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- 2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。
- 3 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期株主総会終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会の決議により、取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。
- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

- 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。
- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

- 第24条 当会社は、取締役会の決議事項について、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないとときは、取締役会の承認決議があつたものとみなす。

(取締役会規程)

- 第25条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

- 第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議により定める。

## 第5章 監査役及び監査役会

(員数)

- 第27条 当会社の監査役は、3名以上とする。

(選任方法)

- 第28条 監査役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

- 第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として就任した監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

- 第30条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

- 第31条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。
- 2 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議の方法)

- 第32条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

- 第33条 監査役会における議事の経過の要領及び結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役が記名押印する。

(監査役会規程)

- 第34条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

- 第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。

## 第6章 取締役及び監査役の責任免除

(損害賠償責任の一部免除)

第36条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)及び監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、その賠償責任の限度額は、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)については50万円以上で予め定められた金額又は法令が定める金額のいずれか高い額、監査役については法令が定める金額とする。

## 第7章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第37条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第38条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の責任免除)

第39条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、会計監査人(会計監査人であった者を含む。)の任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、その賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。

## 第8章 計算

(事業年度)

第40条 当会社の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までとする。

(剩余金の配当)

第41条 剰余金の配当は、株主総会の決議により、毎年5月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し行う。

(中間配当)

第42条 当会社は、取締役会の決議により、毎年11月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項の規定による剰余金の配当(以下、「中間配当」という。)を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第43条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2 未払いの剰余金の配当及び中間配当には利息をつけない。

(附則)

1. 定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び定款第16条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヵ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から6ヵ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3ヵ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。